

令和2年1月22日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に係る追加確認事項等」*に対する回答

No.	指摘内容	回答
第三条（使用済燃料の臨界防止）		
3-1	申請書添付六の「1.2.2 使用済燃料の臨界防止」の適合のための設計方針に「使用済燃料貯蔵施設において、金属キャスクは、その内部が乾燥された状態であり、かつ、水が浸入することはないことから、バスケット及び使用済燃料集合体の変形により、臨界となることはない。このため、臨界解析においては、これらの変形を考慮する必要はない。」とあるが、その主旨を明確にすること。	適合性説明資料の第3条 別添5に、補足説明を追加した。
第四条（遮蔽等）		
4-1	遮蔽解析に使用している断面積ライブラリ（DLC-23/CASK）について、鉄の単層透過などでは評価精度が低くなることが指摘されていることを踏まえ、JENDL-3.3等の断面積ライブラリを用いた解析結果を示すこと。	適合性説明資料の第4条（キャスク）別添5に、補足説明を追加した。申請書添付六にも反映する。
4-2	申請書添付六「7.1.2設計方針」で、「遮蔽設備に開口部又は配管その他貫通部がある場合は、必要に応じ放射線漏えいの低減措置を講ずる」としているが、具体的な貫通部箇所及び措置内容について説明すること。	適合性説明資料の第4条（貯蔵建屋）別添5に、補足説明を追加した。
4-3	使用済燃料貯蔵建屋内の各区分について、基準線量率を満足していることを示す解析結果を申請書に記載すること。	申請書添付六に各区分の最大線量率を記載する。
第六条（除熱）		
6-1	使用済燃料集合体被覆管及び金属キャスク構成部材の制限温度の設定根拠を申請書に明記すること。	制限温度の設定根拠となっている参考文献を、申請書添付六に追記する。

No.	指摘内容	回答
6-2	申請書添付六の「3.2 設計方針」のうち除熱機能に係る設計方針で示されている構成部材の制限温度と添付六「3.3 主要設備」に記載されている長期健全性評価で熱による劣化影響で考慮しているクリープ影響を考慮すべき温度が異なっている理由を説明すること。	申請書添付六「3.2 設計方針」の記載温度は、基本的安全機能を維持する観点での制限温度であり、「3.3 主要設備」の記載は、長期健全性の評価にあたってクリープ変形の考慮要否の目安値を記載している。
第十二条（使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止）		
12-1	許可基準規則解釈で要求されている敷地内の人による核物質の不法な移動を防止するための措置について明確にすること。	核物質の不法な移動を防止するための措置を明確するため、適合性説明資料の第12条「1. 設計方針」の(3)を追記した。申請書添付六にも反映する。
12-2	申請書添付六の「1.2.11 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止」に「接近管理」を行うことができる設計とすると記載されているが、接近管理について具体的に説明すること。	「接近管理」の具体的内容は、適合性説明資料の第12条「1. 設計方針」(1)b.に記載する「探知設備を設け、警報、映像監視等、集中監視する」が該当する。
第十三条（安全機能を有する施設）		
13-1	適合性説明資料に一覧表として示されている安全機能を有する施設については適切に申請書に反映すること。	適合性説明資料の第13条第1表で整理した通りに、各施設について申請書に反映する。
13-2	液体廃棄物の廃棄施設と固体廃棄物の廃棄施設の共用により安全性を損なわない設計ととしているが、具体的にどのように設計することで安全性を損なわないとするか明確にすること。	適合性説明資料の第13条「1. 設計方針」の(2)を追記した。申請書添付六にも反映する。
第十七条（計測制御系統施設）		
17-1	許可基準規則では、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したときに警報する設備を要求しているが、申請書添付六「1.2.16 計測制御系統施設」の適合のための設計方針には、事業所境界付近での放射性物質の濃度及び線量の上昇に対する警報についての記載が明確でないため、考え方を説明すること。	適合性説明資料の第17条「1. 設計方針」の(3)にて、事業所境界付近での放射性物質の濃度及び線量の上昇に対する警報について明確にした。申請書添付六にも反映する。

No.	指摘内容	回答
17-2	申請書添付六「1.2.16 計測制御系統施設」の適合のための設計方針には、「監視盤室等必要な箇所に警報を出す設計とする。」とあるが、必要な箇所とはどこを想定しているか。監視体制（監視場所）や警報を知らせるべき対象を踏まえて説明すること。	適合性説明資料の第17条「1. 設計方針」の(3)にて、必要な箇所を明確にした。申請書添付六にも反映する。
17-3	申請書添付六「1.2.16 計測制御系統施設」の適合のための設計方針には、「安全設計上想定される事故のうち、経年変化による基本的安全機能の劣化については、巡視、放射線サーベイ、設備点検等により検知する。」とあるが、どのような経年変化による基本的安全機能の劣化を想定し、どのように検知できると考えているか説明すること。	適合性説明資料の第17条「1. 設計方針」の(3)にて、経年変化に対する検知について明確にした。申請書添付六にも反映する。
第十八条（廃棄施設）		
18-1	申請書添付六「6.3主要施設」で、「液体廃棄物を封入するドラム缶等の容器は、漏えい防止を考慮して密封構造等を採用する。」とあるが、“等”とは具体的にどのようなものを想定しているか。	適合性説明資料の第18条「1. 設計方針」において、「ドラム缶等」の「等」について明確にした。「密封構造等」については、「等」を削除する。申請書添付六にも反映する。
第十九条（放射線管理施設）		
19-1	許可基準規則第19条2号で要求している事業所境界付近における放射性物質の濃度を監視し、及び測定する設備を設けることに対する適合のための設計方針が添付六「1.2.18 放射線管理施設」に記載されていないが、適合のための考え方を説明すること。	適合性説明資料の第19条「1. 設計方針」において、適合のための考え方を明確にした。申請書添付六にも反映する。
19-2	許可基準規則第19条3号で要求している必要な情報を必要な場所に表示する設備を設けることという要求に対してどのような情報をどこに表示する設計としているかを説明すること。	適合性説明資料の第19条「1. 設計方針」に、補足説明を追記した。申請書添付六にも反映する。

No.	指摘内容	回答
19-3	申請書添付六「1. 2. 18 放射線管理施設」において、事故時に必要箇所をモニタリングできる設計とする旨が記載されているが、どのような事故に対し測定できる設計としているか説明すること。	事故としては放射線レベルが上昇するような事故を想定しており、適合性説明資料の第 19 条「1. 設計方針」に追記した。申請書添付六にも反映する。
第二十条（予備電源）		
20-1	予備電源から給電する必要がある設備を明確にするとともに、それらの設備を考慮して十分な容量があることを説明すること。	適合性説明資料の第 20 条「2. 施設設計 b. 無停電電源装置の容量」に、無停電電源装置の負荷を記載しており、申請書添付六にも反映する。
20-2	申請書添付六「1. 2. 19 予備電源」に、「消防用設備及び退避用照明は、「消防法」等に基づく設計とする。」とあるが、「等」とは何か説明すること。また、設置するとしている設備機器のうち、消防法等で要求している以上ものがあれば整理して説明すること。	適合性説明資料の第 20 条「1. 設計方針」と別添 1 に、説明を追加した。
第二十一条（通信連絡設備等）		
21-1	送受話器と社内電話設備について、どのような設備であり、2つの設備の独立性（回線等）を説明すること。	適合性説明資料の第 21 条「2. 1 センター内通信連絡設備」にて、各設備について記載している。独立性として、それぞれ異なる機器で構成されていることを明記した。申請書添付六にも反映する。

※ 令和元年 12 月 9 日第 319 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合 資料 2-3 及び
令和元年 12 月 23 日第 326 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合 資料 2-3